

平 3 1 . 4 . 2 4  
総 2 2 - 2

# 説 明 資 料

〔連結納税制度に関する専門家会合〕

平成 31 年 4 月 24 日 (水)

田 近 栄 治

## 目次

・ 1. 専門家会合の設置等	3
・ 2. 第1回専門家会合	6
・ 3. 第2回専門家会合	8
・ 4. 第3回専門家会合	15

# **1. 専門家会合の設置等**

# 「連結納税制度に関する専門家会合」の設置（第19回総会における了解事項）

我が国企業のグループ経営の実態に即した連結納税制度のあり方について、引き続き議論を行っていく必要がある。

連結納税の対象となる「完全支配関係にある企業グループ」といっても、経営形態はさまざまであるし、現状、分権的な意思決定の実態も多く見受けられ、親法人への情報や意思決定の集約を想定していた、平成14年の創設当初の制度設計にそぐわない部分も出てきているのではないかと。もう少し制度を簡素化するなどの視点から検討を行っていく必要があるのではないかと。

連結納税制度がよりよい形に見直されることは、日本の企業グループが、より一層、国際競争力を発揮できるようになることにつながるのではないかと。

同時に、企業の事務負担の観点から、実際の企業の税務申告の実務も考慮して検討する必要。租税回避の防止といった観点からの検討も必要。

少数株主の問題など、大きな問題になり議論が錯綜する可能性もあることから、現行の「完全支配関係にある支配グループ」を前提としながら検討していくことが必要なのではないかと。

技術的・専門的な論点が多岐にわたるテーマなので、まず、租税・経済の専門家、経済界・実務家の方々に専門家会合を開催し、外部の方の御意見も聞きながら議論の素材を前もって整理してはどうか。

# これまでの「連結納税制度に関する専門家会合」

## (第1回)

平成30年11月7日(水)

- 専門家会合の設置
- 総会でいただいた主なご意見
- 検討にあたっての視点

## (第2回)

平成31年2月14日(木)

- 有識者からの報告等
  - ✓ 日本経済団体連合会による実態調査報告
  - ✓ 濱田将史氏(株式会社日立製作所)からの報告
  - ✓ 国税庁からのヒアリング
- 制度の簡素化等について(財務省説明)

## (第3回)

平成31年4月18日(木)

- 有識者からの報告等
  - ✓ 梶川融氏(太陽有限責任監査法人)からの報告
- 組織再編税制との整合性等について(財務省説明)

(第4回はグループ調整計算の個別論点等について議論する予定(開催時期未定))

## **2. 第1回専門家会合**

連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を十分に把握した上で、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは維持しつつ、制度の簡素化や中立性・公平性の観点から以下の方向で検討を行う。これにより、企業がより効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる環境を整備する。

## ✓ 事務負担の軽減を図る観点からの簡素化

- 企業の事務負担の軽減を図る観点から、グループ経営の実態も踏まえ、連結グループを一つの納税単位とする現行の制度の在り方(申告・納付の方法)や、連結固有のグループ調整計算の要否、修正や更正の場合の企業や課税庁の事務負担の軽減等について検討する。

## ✓ グループ経営の多様化に対応した中立性・公平性の観点からの見直し

- 上記の簡素化を通じ、企業グループの事務処理能力の差が連結納税の選択に与える影響を最小化し、同様の経営を行っている企業グループ間での課税の中立性・公平性を確保する。
- また、連結グループと合併等の組織再編を行った企業とで、課税の中立性が確保されるよう、組織再編税制との整合性がとれた制度を目指す。その際、開始・加入時における時価評価課税・欠損金の持込制限については、租税回避防止の観点からも検討する。

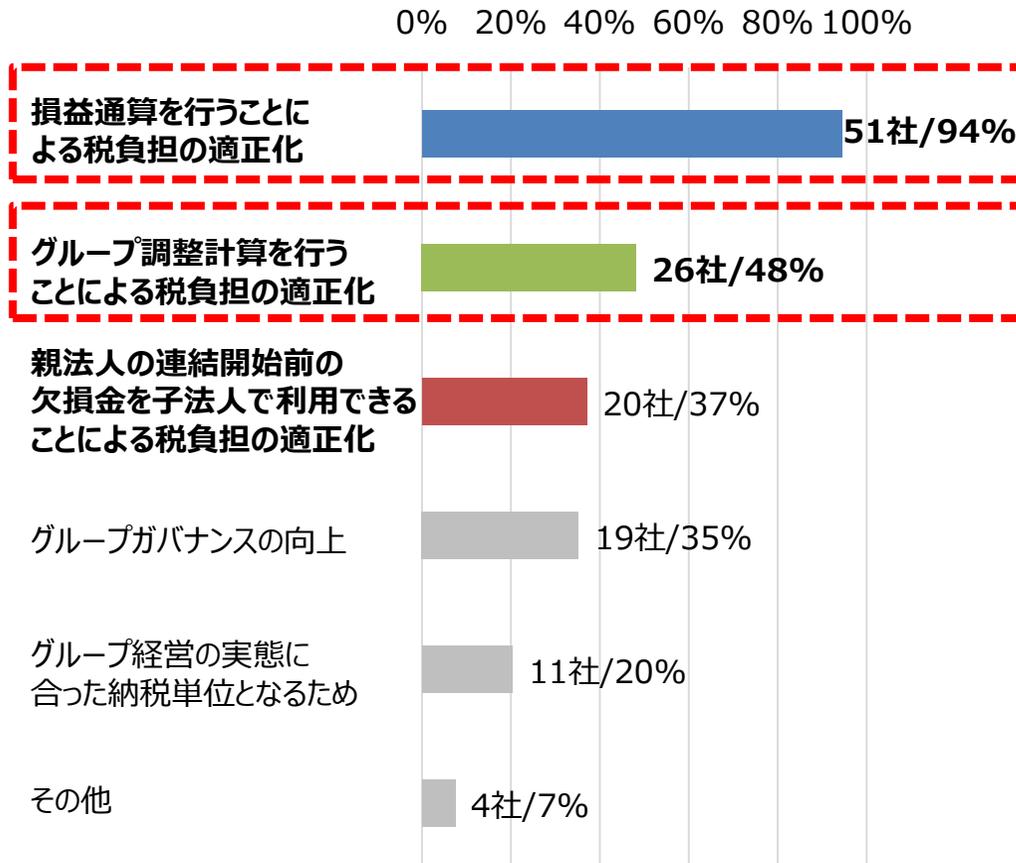
# 3. 第2回専門家会合

# 連結納税制度の適用によるメリット

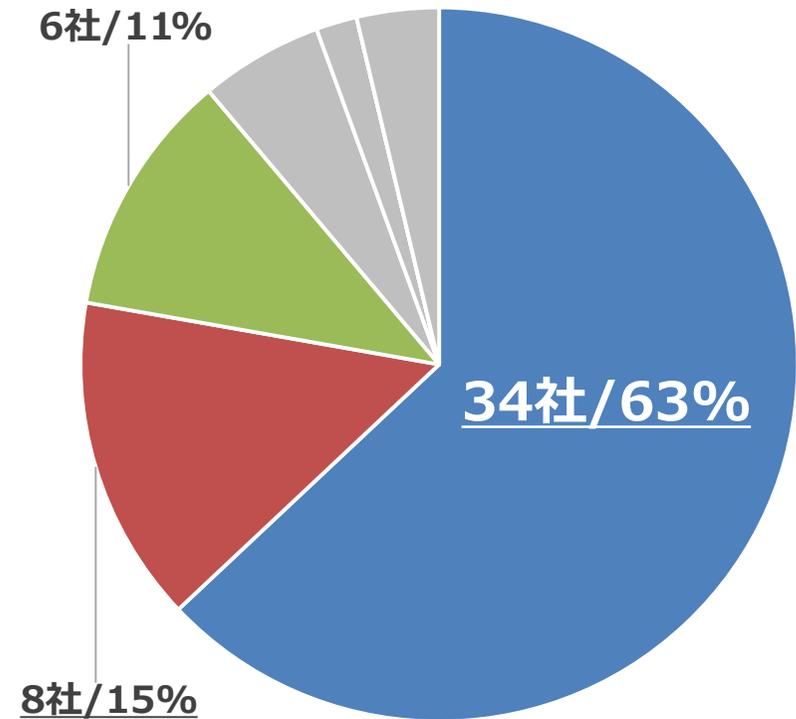
- 最大の回答は、損益通算を行うことによる税負担の適正化。続いて、グループ調整計算。
- 最も重要なものを聞いた場合でも、回答する企業の63%が、損益通算をあげている。続いて、欠損金を子法人で利用できることによる税負担の適正化、グループ調整計算。

## 連結納税を適用することとした理由（複数回答）

※連結納税法人



## その中で最も重要だと考えるもの

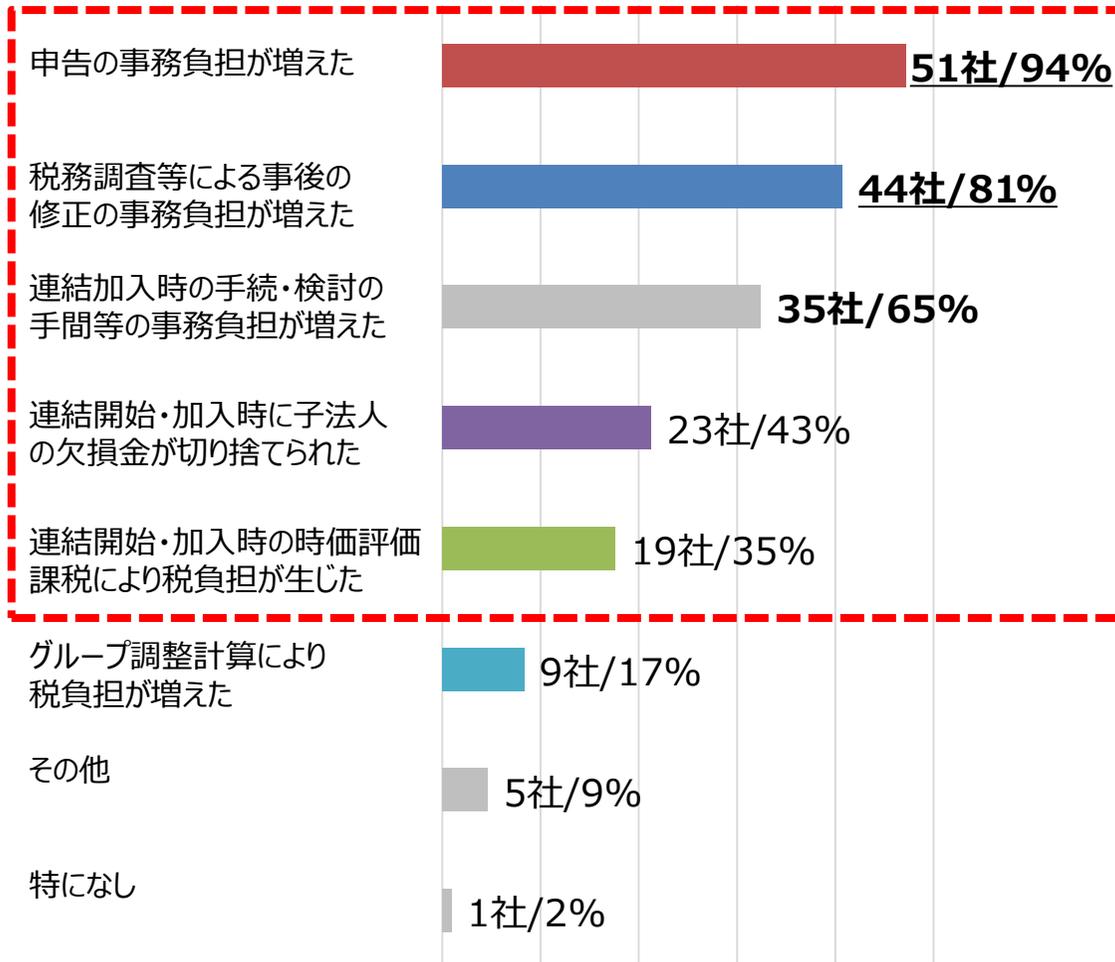


# 連結納税制度の適用によるデメリット

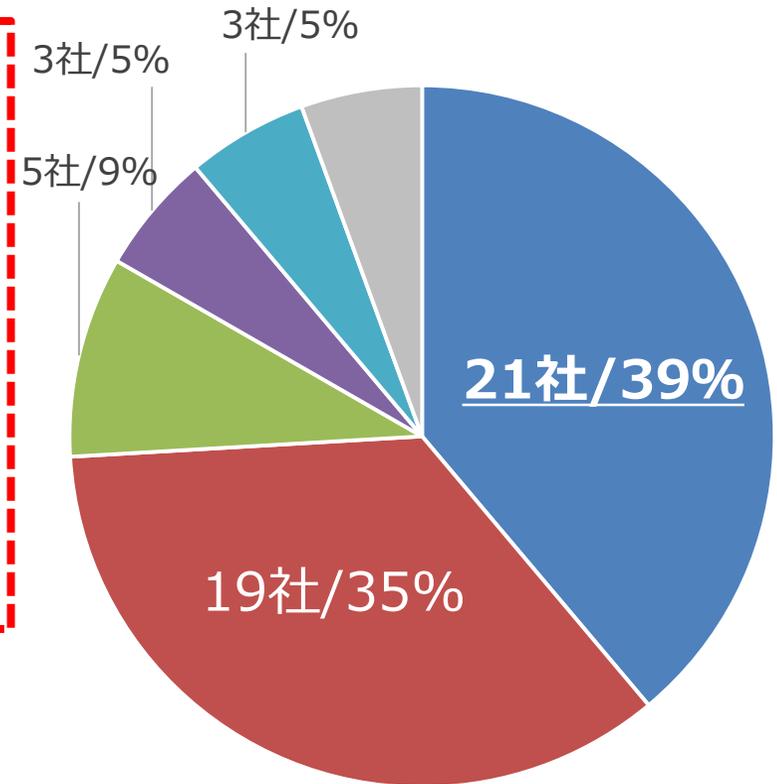
- 申告納税の事務負担とする企業が最多で、事後の修正の事務負担、連結加入時の事務負担をあげる企業も多い。連結開始・加入時の時価評価課税、連結開始・加入時の子法人の欠損金の切り捨ても負担。

連結納税制度を適用することで生じたデメリット(複数回答)

※連結納税法人 0% 20% 40% 60% 80% 100%



左記のうち最もデメリットが大きいもの

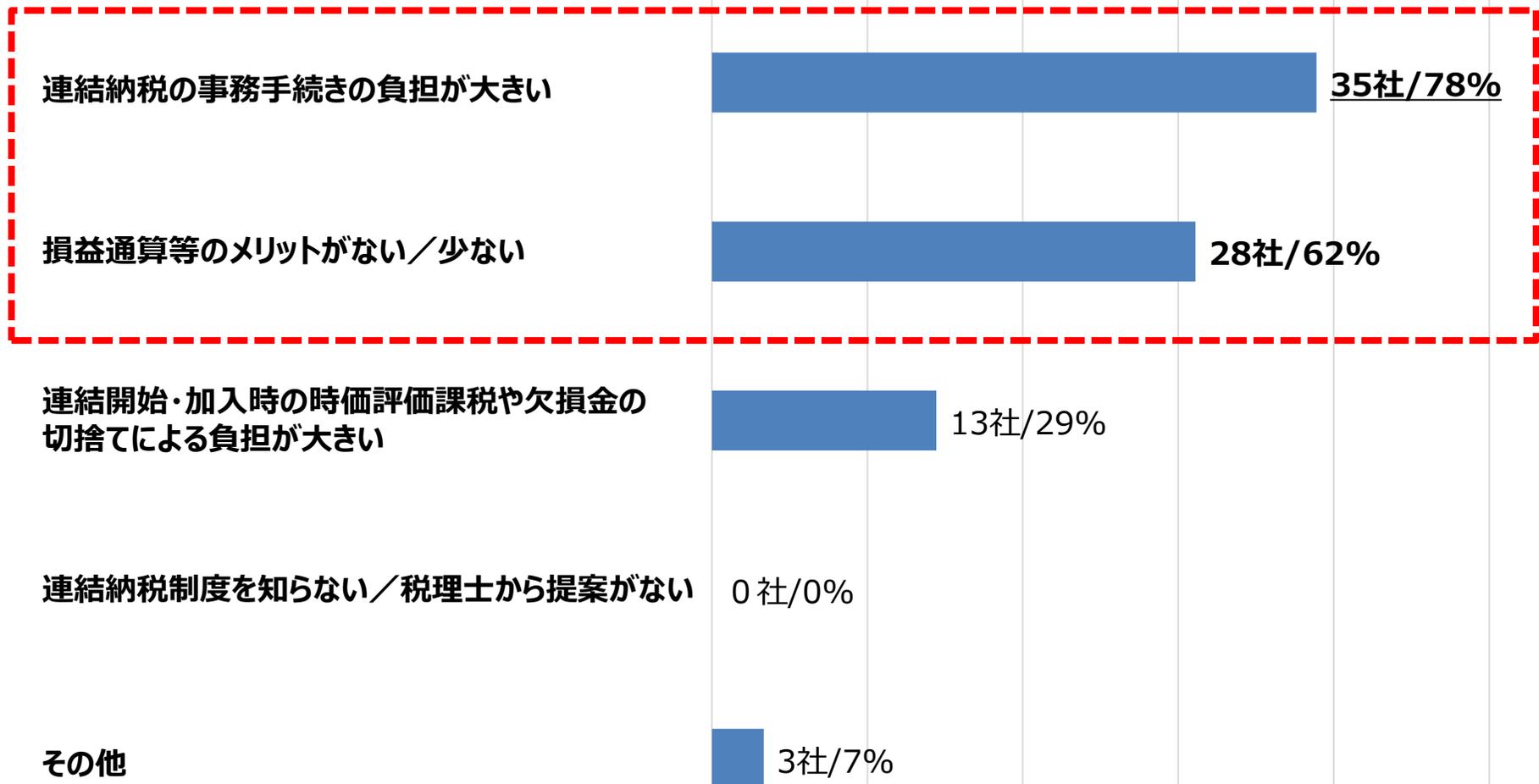


# 単体納税法人が連結納税制度を適用しない理由

- 連結納税の事務手続きの負担が大きいとする意見が多数であったが、そもそも、損益通算等のメリットがない／少ないとする企業も半数超存在。

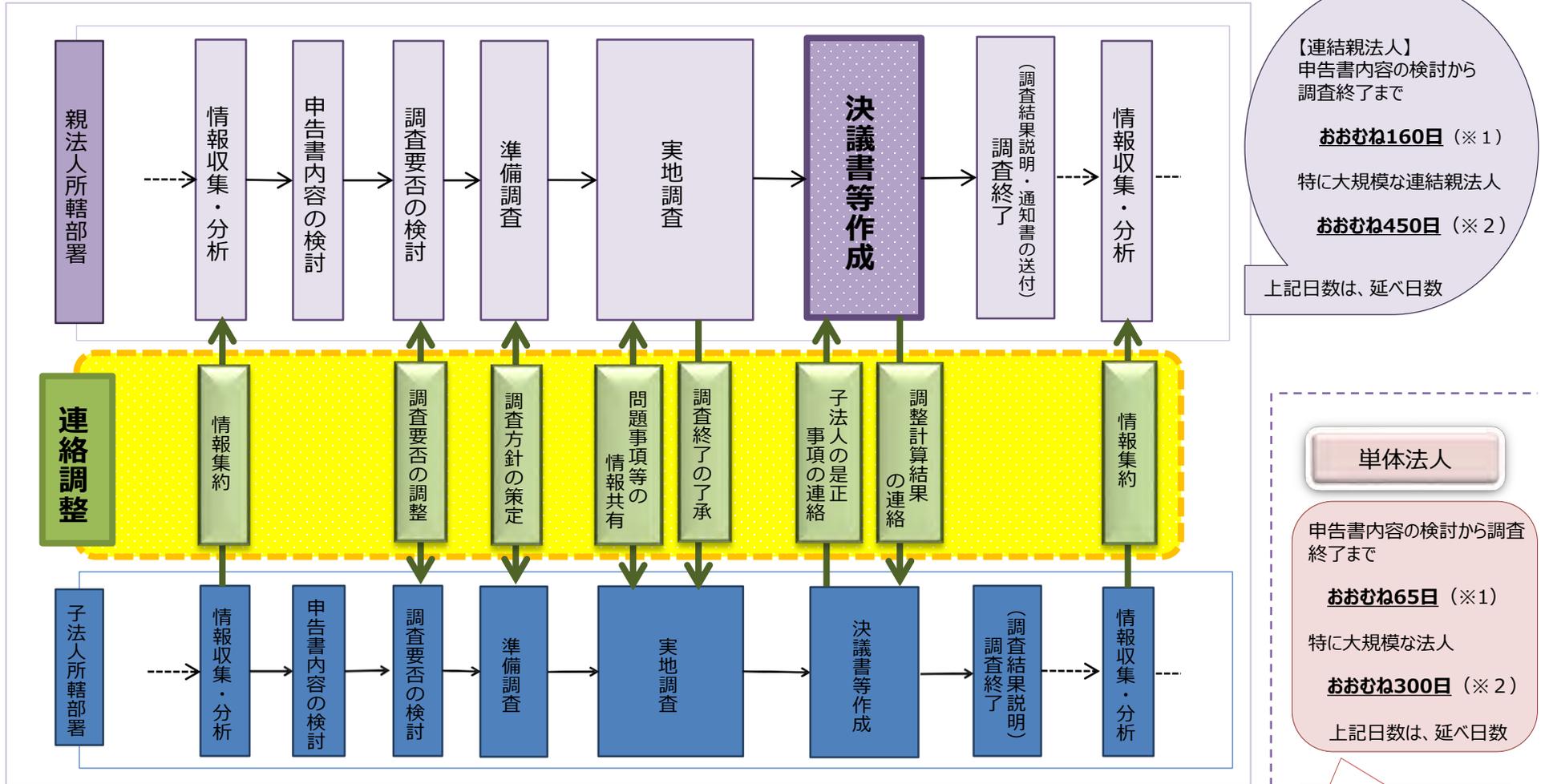
(複数回答)

0% 20% 40% 60% 80% 100%



# 連結法人の調査事務の概要

- 連結法人の調査に当たっては、調査開始前から終了までの間、各部署間の連絡調整が必要
- 連結納税制度を適用していない法人（単体法人）に比し、連絡調整や調査結果を取りまとめた書類（決議書）の作成に事務量が必要



※1 国税局所管の法人のうち、売上金額が一定金額以上の法人（※2の法人を除く）に要している日数

※2 国税局所管の法人のうち、特別国税調査官所掌法人（資本金がおおむね40億円以上の法人）に要している日数

連結法人とは異なり、連絡調整事務が不要

## 現行制度の課題

全国にある子会社群の税務情報をグループ内で集約し、一体としてまとめて申告するとともに、各子会社も個別帰属額を記載した書類を提出するという方式であるため、所得・税額計算が複雑になる上、会社間での連絡・調整も煩雑で、修正にも時間がかかる。

企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは維持しつつ、損益通算の方法を簡素化

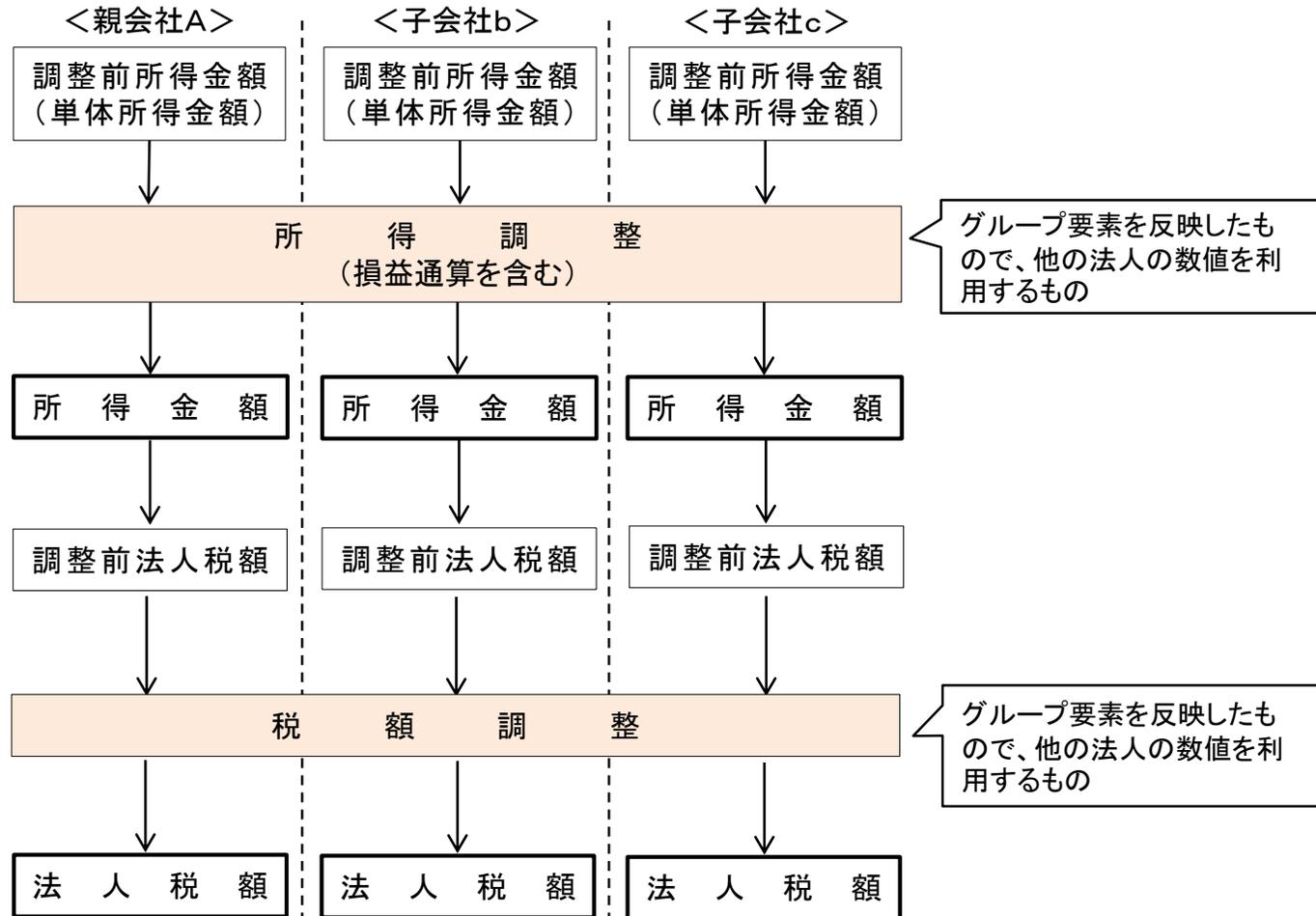
後発的に修正事由が生じた場合の納税者及び課税庁の事務負担の軽減を図る

## 検討の方向性

- 連結グループ全体を一つの納税単位とする制度に代え、各法人それぞれを納税単位とする個別申告方式とする。
- 基本的には、計算誤りがあった企業のみ修正を行う

# 個別申告方式に見直す場合のイメージ

グループ企業間での連結固有の調整計算など、事務負担が大きい項目を中心として、制度の簡素化を図る。



※ 損益通算等について、基本的には、当初申告額に固定し、修正・更正による変動は他の法人に影響を与えないこととしてはどうか。

## **4. 第3回専門家会合**

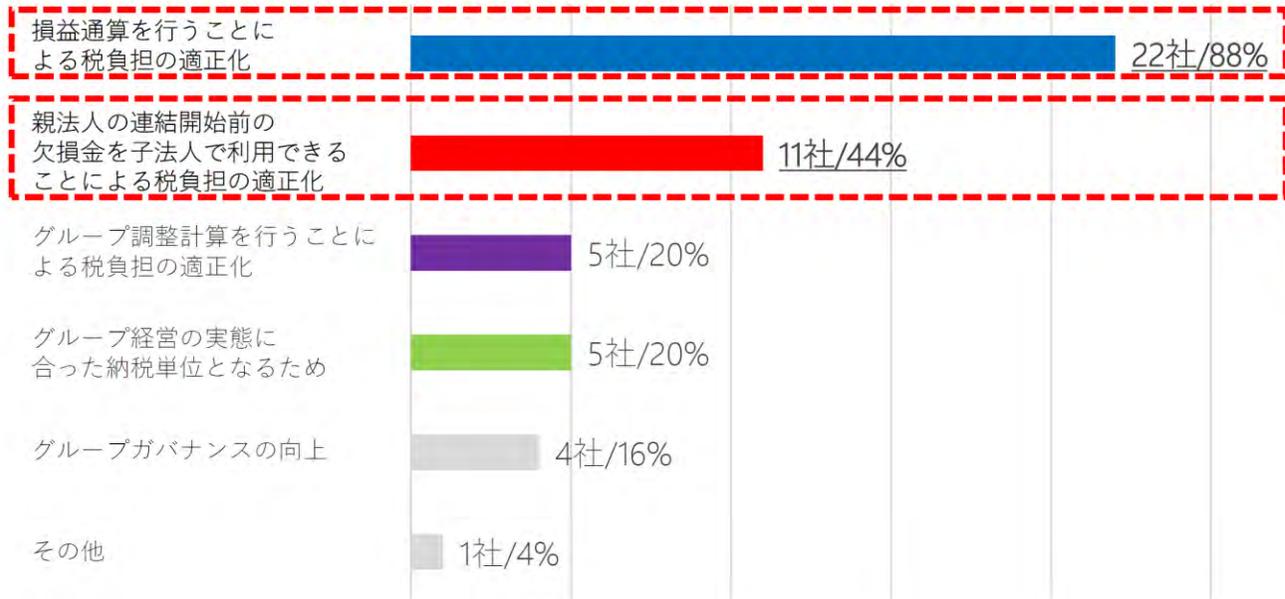
# 連結納税制度の適用によるメリット

- ▶ 最多の回答は、損益通算を行うことによる税負担の適正化。続いて、親法人の連結開始前の欠損金を子法人で利用できることによる税負担の適正化をあげている。
- ▶ 最も重要なものを聞いた場合でも、回答する企業の57%が、損益通算。続いて、欠損金を子法人で利用できることによる税負担の適正化、グループ経営の実態に合った納税単位となるためをあげている。

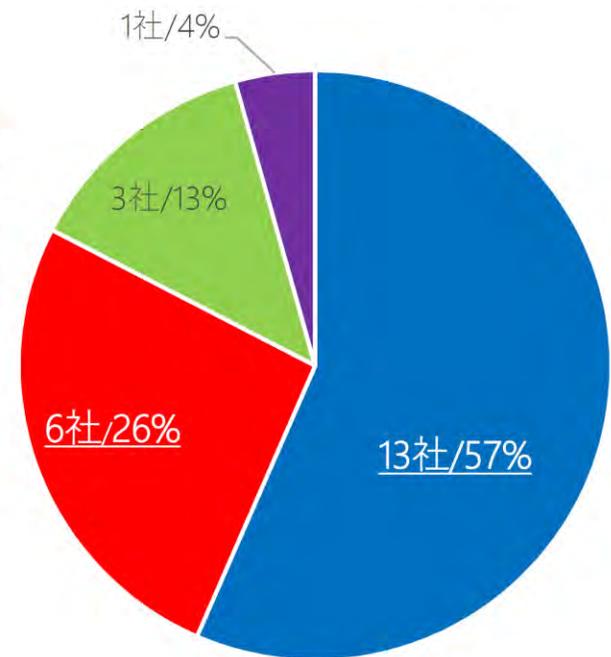
連結納税制度を適用することとした理由（複数回答）

※連結納税法人

0% 20% 40% 60% 80% 100%



その中で最も重要だと考えるもの

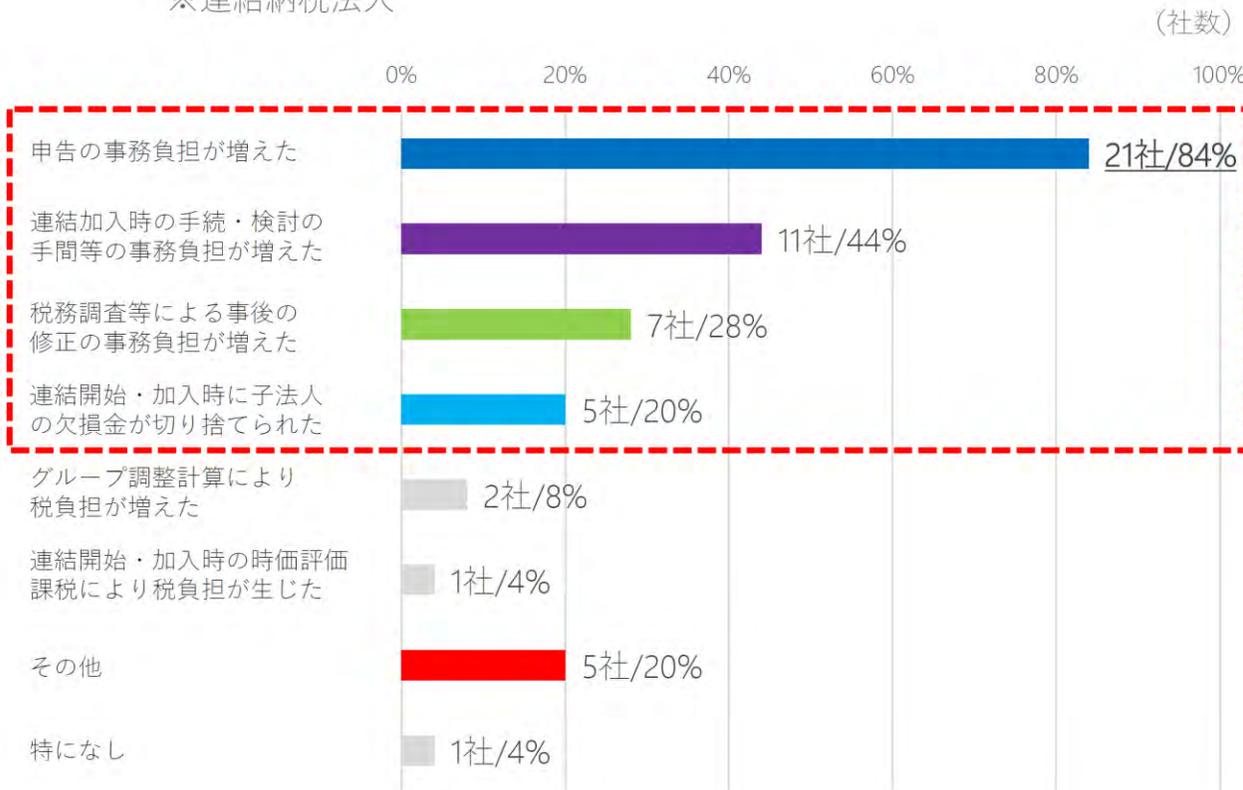


# 連結納税制度の適用によるデメリット

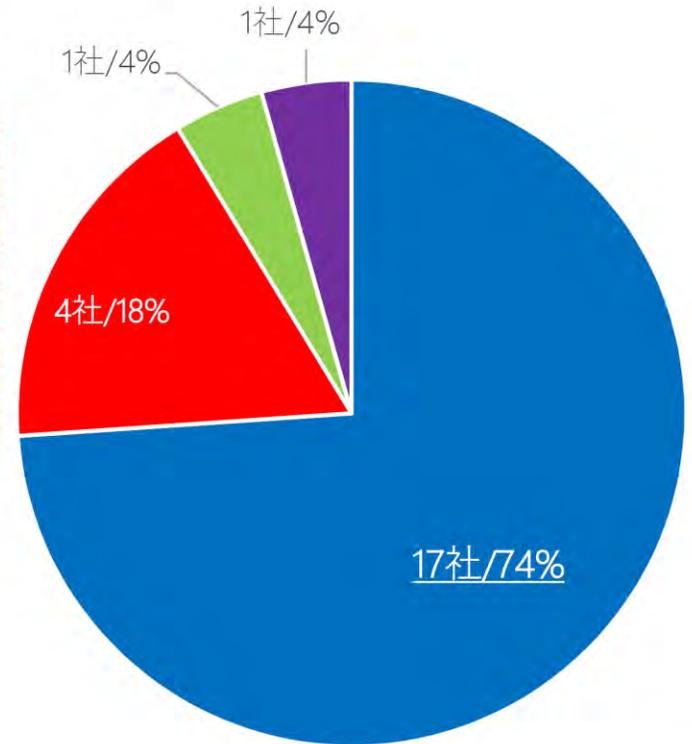
- ▶ 申告納税の事務負担とする企業が最多で、回答する企業の多くが最もデメリットが大きい項目としてあげている。連結加入時の事務負担、事後の修正の事務負担をあげる企業も多い。連結開始・加入時の子法人の欠損金の切り捨てもデメリット。

連結納税制度を適用することで生じたデメリット（複数回答）

※連結納税法人



左記のうち最もデメリットが大きいもの



## <見直しに当たっての考え方>

### ◆ 組織再編税制との整合性の観点

- 連結納税制度と組織再編税制とでは様々な差異があり、課税の中立性が損なわれている面があることから、現行の組織再編税制と整合性がとれた制度を目指し、課税の中立性を確保することが適当ではないか

### ◆ 親法人の取扱い

- 個別申告方式とすることから、親法人を現行制度のように取り扱う必要性は低くなるのではないか
- 親法人の取扱いを利用した租税回避目的での濫用可能性が高まることを踏まえた仕組みが必要ではないか

### ◆ 公平・公正な税負担の観点

- 欠損金の利用を主目的とした恣意的な税負担の調整が行われ~~ない~~よう必要な措置を講ずる必要があるのではないか（含み損益の利用制限等）
- 離脱時の取扱いについても、不当な税負担の軽減を防止する必要があるのではないか（離脱時の時価評価等）

グループ調整計算の見直しに当たっては、各個別制度ごとに、調整計算をやめることによる事務負担の軽減効果と、企業経営の実態や制度趣旨・目的、濫用可能性等を勘案した調整計算の必要性等を比較衡量の上、見直しの内容を検討してはどうか。

## グループ調整計算の見直しに当たっての基準

- ◆ 調整計算の事務負担の軽減を図る観点
- ◆ 企業経営の実態や制度の趣旨・目的からみた調整計算を行うことの必要性
- ◆ 制度の濫用その他趣旨・目的を超えた税負担の減少可能性
  - グループ内の法人間での損益通算を認めるという制度において、分社化等により定額控除枠が増殖可能となるのは適当でないこと
  - 損益通算の枠組みがある中で、グループ内での資産や従業員等の移転により、容易に税額控除額等を増加できることを踏まえた仕組みの必要性
- ◆ その他の観点
  - 連結納税を選択していないグループ法人との公平性

# 連結納税制度に関する専門家会合メンバー

○ メンバーは以下の通りとし、座長（◎）が議事を整理する。

委員	大田 弘子	政策研究大学院大学教授
委員	岡村 忠生	京都大学教授法学系（大学院法学研究科）
◎ 委員	田近 栄治	成城大学経済学部特任教授
委員（会長）	中里 実	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	増井 良啓	東京大学大学院法学政治学研究科教授
特別委員	神津 信一	日本税理士会連合会会長
特別委員	田中 常雅	醍醐ビル(株)代表取締役社長
特別委員	宮永 俊一	三菱重工業(株)取締役会長

※ 外部有識者

小田嶋 清治	税理士
梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員会長
佐藤 英明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
濱田 将史	(株)日立製作所財務マネジメント本部税務統括部部長
渡辺 徹也	早稲田大学法学学術院教授